

事後開示事項

2026年4月1日

(吸収分割会社)

愛知県小牧市大字大草字年上坂 5823 番地
santec Holdings 株式会社
代表取締役 鄭 元鎬

(吸収分割承継会社)

愛知県小牧市大字大草字年上坂 5823 番地
Aqumen Capital 株式会社
代表取締役 山下 英哲

会社法第 791 条及び第 801 条並びに会社法施行規則第 189 条に基づき、santec Holdings 株式会社と Aqumen Capital 株式会社との吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）について以下の各号に定める事項につき開示いたします。

なお、本書面の備置期間は、吸収分割効力発生日から 6 ヶ月を経過する日まで（2026 年 4 月 1 日より 2026 年 10 月 1 日まで）とします。

1. 吸収分割が効力を生じた日

2026年4月1日

2. 吸収分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(1) 第784条の2（吸収分割の差止め請求）

本件吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(2) 第785条（反対株主の株式買取請求）

本件吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(3) 第787条（新株予約権買取請求）

吸収分割会社は新株予約権を発行していないため該当事項はありません。

(4) 第789条（債権者の異議）

吸収分割会社は債権者保護手続を行っていないため該当事項はありません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過

(1) 第796条の2（吸収分割の差止め請求）

吸収分割承継会社の株主は吸収分割会社のみのため、該当事項はありません。

(2) 第797条（反対株主の株式買取請求）

吸収分割承継会社の株主は吸収分割会社のみのため、該当事項はありません。

(3) 第799条（債権者の異議）

吸収分割承継会社は会社法第799条第2項の規定に基づき、2026年2月13日付官報で異議申述の公告を行いました。同条第1項に定める異議を述べた債権者はありませんでした。

なお、吸収分割承継会社は知れたる債権者が存在しないため、個別の催告は致しておりません。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継会社は、本吸収分割の効力発生日である2026年4月1日をもって、吸収分割会社より本吸収分割に係る吸収分割契約書に記載された資産、負債及びその他の権利義務を承継いたしました。吸収分割承継会社が本吸収分割により承継した資産の額及び負債の額（2026年3月末時点残高における概算値）は、次の通りです。

資産：2,989百万円

負債：255百万円

5. 会社法第923条の変更の登記をした日

2026年4月1日

6. その他吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上